

## 6. 茨城県リサイクル建設資材評価認定制度事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、茨城県リサイクル建設資材評価認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）第23条に基づき、認定を受けようとするリサイクル建設資材（以下「申請資材」という。）の申請に関する事務処理等について、必要な事項を定める。

### (評価事務局)

第2条 リサイクル建設資材の評価及び認定等の事務は、茨城県土木部検査指導課（以下「県」という。）及び一般財団法人茨城県建設技術管理センター（以下「管理センター」という。）で行う。

### (申請の受付・事前審査等機関)

第3条 リサイクル建設資材の認定申請の受付業務及び事前審査等は、管理センターで行う。

### (事前協議)

第4条 要綱第4条又は第14条に定める申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、管理センターと事前協議を行うものとする。

### (認定申請)

第5条 要綱第4条に定める申請資材の認定を申請するときは、申請書（様式1）に必要な事項を記載の上、次の各号に掲げる書類を添付し、管理センターに提出するものとする。

- 一 様式1の⑤品質審査で定める添付書類
  - 二 再生資源納入証明書（様式6）又は納品書等の写し
  - 三 品質性能、環境に対する安全性等を確認する為に必要な書類（試験結果等）
  - 四 公的な認定を受けた認証書等の写し
  - 五 添付書類チェックリスト（様式7）
  - 六 前各号の他、県又は管理センターが必要と認めるもの
- 2 前項の申請において、試験が必要な申請資材については、事前に試験を行い、その試験結果を申請書に添付するものとする。なお、申請に必要な試験については、前条の事前協議において決定する。
- 3 茨城県土木部指定工場制度により指定を受けている工場の資材（以下「指定工場資材」という。）については、申請書（様式2）に次の各号に掲げる書類を添付し、管理センターに提出するものとする。

- 一 再生資源納入証明書（様式6）又は納品書等の写し
- 二 直近の申請資材の試験結果
- 三 茨城県土木部指定工場制度に基づく指定工場承認書の写し
- 四 前各号の他、県又は管理センターが必要と認めるもの

#### （更新申請）

第6条 要綱第13条に定める認定資材の更新を申請するときは、更新申請書（様式3）に必要な事項を記載の上、次の各号に掲げる書類を添付し、管理センターに提出するものとする。

- 一 再生資源納入証明書（様式6）又は納品書等の写し
  - 二 品質性能、環境に対する安全性等を確認する為に必要な書類（試験結果等）
  - 三 評価基準適合状況報告書（様式13）の受付印を押した表紙の写し
  - 四 前各号の他、県又は管理センターが必要と認めるもの
- 2 前項の申請において、認定資材の品質等の確認のため、県又は管理センターが必要と認める試験については、その試験結果を申請書に添付するものとする。
- 3 指定工場資材は、更新申請書（様式4）に必要な事項を記載の上、次の各号に掲げる書類を添付し、管理センターに提出するものとする。
- 一 直近の申請資材の試験結果
  - 二 前各号の他、県又は管理センターが必要と認めるもの

#### （変更申請等）

第7条 要綱第14条に定める認定資材の変更を申請するときは、変更申請書（様式5）に必要な事項を記載の上、次の各号に掲げる書類を添付し、管理センターに提出するものとする。

- 一 様式5の④品質審査に定める書類
  - 二 再生資源納入証明書（様式6）又は納品書等の写し
  - 三 品質性能、環境に対する安全性等を確認する為に必要な書類（試験結果等）
  - 四 前各号の他、県又は管理センターが必要と認めるもの
- 2 前項の申請において、認定資材の品質等の確認等のため、県又は管理センターが必要と認める試験については、その試験結果を申請書に添付するものとする。なお、申請に必要な試験については、第4条の事前協議において決定する。
- 3 要綱第15条第2項第三号に該当する変更が生じた場合は、遅滞なく知事に報告（様式15）しなければならない。

### (試験)

第8条 第5条、第6条又は第7条に定める申請資材及び申請資材に使用している再生資源（以下「再生資源」という。）の試験については、原則、管理センターで実施するものとする。ただし、管理センターで取り扱っていない試験がある場合は、次の各号の順で試験機関を選定することができる。

- 一 別表で定める公的試験機関
- 二 第三者の試験機関

2 前項の試験に係る試験成績表又は証明書は、提出日から原則3ヶ月以内に実施したものとする。

3 第1項の試験のうち、JIS製品及び指定工場資材については、証明書又は最新の試験成績表を提出することにより、その試験項目に係る試験を省略することができる。

4 JIS表示の再生資源は、製品検査証明書（ミルシート）を提出することにより、その試験項目に係る試験を省略することができる。

### (試験の特例)

第9条 第5条、第6条又は第7条に定める申請資材のうち、コンクリート二次製品等の大型製品で、自社試験が適切と判断されるものは、管理センター職員の立ち会いを条件に前条第1項に定める試験とみなすことができる。

2 前項の立ち会い試験の実施を希望する申請者は、自社試験立会願（様式8）を管理センターに提出するものとする。

### (工場調査)

第10条 管理センターは、第5条、第6条又は第7条に定める申請資材について、工場調査を行う必要があると判断した場合は、工場調査を実施するものとする。

2 管理センターは、前項の工場調査を行う場合は、申請者に対し工場調査通知書（様式9）を事前に通知するものとする。

3 第1項の工場調査は、認定後においても認定資材の品質等（工場を含む）を確認する必要が認められる場合は実施するものとする。

### (申請手数料等)

第11条 申請者は、第5条、第6条又は第7条に定める申請にあたっては、管理センターが別に定める手数料を管理センターに納めるものとする。

2 前項の他、第9条に定める立会試験又は、前条に定める工場調査が必要となる場合は、管理センターが別に定める手数料及び交通費を管理センターに納めるものとする。

#### **(認定後の品質管理)**

第12条 認定を受けた者は、認定資材（指定工場資材を除く）について、申請時に提出した品質管理基準に基づき、品質の維持管理に努めなければならない。

2 認定を受けた者は、評価認定委員会より、品質の定期報告を求められた場合は、知事へ報告しなければならない。

なお、更新の申請時には、その試験結果を提出するものとする。

#### **(認定資材の一覧の管理)**

第13条 認定資材については、評価事務局が一覧を作成し公開するとともに、情報の管理をする。

#### **(要綱第11条第3項の報告)**

第14条 原則として公的機関の検査結果を添付するものとするが、社内検査の結果により代替することができる。なお、環境に対する安全性の報告については、安全を証明する原材料の実態を把握した書類により代替することができる。

#### **(試験試料の採取及び保存)**

第15条 要綱第11条第6項に規定する、環境に対する安全性を確認するための試験試料は、試験用と保存用を同一箇所から同時期に採取し、保存用試料は容器に入れ封印し、認定を受けた者が5年以上保存しなければならない。

#### **(使用実態の把握)**

第16条 要綱第15条第3項の原材料の実態は受入日、納入者名、原料名、再生資源の処理方法、発生場所及び数量等を、使用の実態は出荷日、納品先、用途、納品場所、資材名、規格及び数量等が把握できるよう台帳を整備する。

#### **(熔融スラグ JIS A 5031、JIS A 5032（以下「JIS規格」という。）の暫定措置)**

第17条 JIS規格の解説に準じ、暫定措置として、熔融スラグ単体で含有量基準を満足しない場合でも、含有量基準の3倍以内であれば、熔融スラグ製造者の責任の下で他のコンクリート用骨材又は他の道路用材料と配合したものによって含有量基準のみならずこのJIS規格の全ての項目を満足する品質を熔融スラグ製造者が保証できる場合には、このJIS規格の適用を妨げるものではない。

## 別表 公的機関の範囲

- 一 国、地方公共団体が所管している試験機関
  - 二 登録試験事業所（工業標準化法第57条の規程に基づき登録を受けた試験所）
  - 三 環境計量証明事業所（計量法第107条の規程に基づき、濃度の事業区分により登録を受けた事業所）
  - 四 J I S Q 17025に基づき認定登録を受けた試験所
  - 五 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人が運営する検査機関
- ※申請者又は申請者の関連会社の試験所、事業所を除く。

## 附則

この事務処理要領は、平成16年10月 1日から適用する。

この事務処理要領は、平成19年 2月 5日から適用する。

この事務処理要領は、平成19年11月16日から適用する。

この事務処理要領は、令和 元年11月 7日から適用する。

この事務処理要領は、令和 7年 1月31日から適用する。

この事務処理要領は、令和 8年 1月27日から適用する。